

# 日本音楽知覚認知学会会則

平成6年11月12日

平成8年5月26日改正

平成10年5月17日改正

平成12年6月3日改正

平成15年5月17日改正

平成23年6月4日改正

平成24年6月16日改正

平成28年5月14日改正

第1条 本会は日本音楽知覚認知学会と称し、英語名をJapanese Society for Music Perception and Cognition(JSMPC)とする。

第2条 本会は、音楽学、心理学、音響学、情報科学、音楽教育学、医学・生理学、およびそれらの学際領域の研究者間の連携共同によって、音楽の知覚・認知に関する進歩を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表、海外研究動向の紹介などを中心とする研究発表会の開催。
- (2) 学会誌の発行。
- (3) 会報の発行。
- (4) 内外における関連諸団体との連絡および協力。
- (5) 会員相互の親睦のための行事。
- (6) 研究功績の表彰。

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 名誉会員：関連研究領域に関する学術研究に顕著な業績をもちかつ本会の目的達成に多くの貢献をした者で理事会の推薦を経て総会の承認を得た者。会費は要しない。
- (2) 正会員：関連研究領域に関する学術の知識をもち、この会の目的に賛同する者で、会費年間4000円を納める者。
- (3) 学生会員：関連研究領域に関心をもち、この会の目的に賛同する者で、会費年間2000円を納める学部および修士（博士前期）課程在学者。
- (4) 賛助会員：本会の目的事業を賛助し、会費年額10000円以上を納める団体または個人。

また、本会の会員とは別に、本会の活動に資する意見を広く求めるために会友制度を設ける。会友は各種の行事に参加でき、また会報などの配布を受けることができる。会友は理事会の推薦を経て総会の承認を得ることにより決定する。

第5条 会員は次の権利を有する。

- (1) 研究発表会に出席し発表することができる。
- (2) 総会に出席できる。
- (3) 学会誌に投稿することができる。
- (4) 学会誌の配布を受ける。
- (5) 会報の配布を受ける。
- (6) 会の企画する行事に優先的に参加できる。

第6条 会員になろうとする者は、会費をそえて学会本部・事務局に入会申込書を提出しなければならない。その後、理事会に承認され会長が認めた日をもって正式入会となる。

第7条 会員で退会しようとする者は、その旨学会事務局に申し出なければならない。ただし、既納の会費は返却しない。その年度の末日をもって正式退会となる。

第8条 著しい会費滞納者、および本会の不利益になる行為をした者は、除名されることがある。

第9条 本会に理事会をおき、会の運営にあたる。理事は総会において選出する。理事の任期は2年とし再任を妨げない。

第10条 会長は理事会の議長となり、本会の業務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時、その職務を代行する。

第11条 本会には若干名の常任理事をおく。常任理事は理事の中から会長が指名する。常任理事は、会長と副会長を直接的に補佐し会の事業の常時執行の任務にあたる。

第12条 会長候補者は理事会において選出し、名誉会員、正会員の投票による承認を経て会長予定者と定め、総会で会長を決定する。会長の任期は2年とし、続けて再選する場合は原則として2期を限度とする。ただし、退任後2年以上経過した者を再選することは差し支えない。

副会長候補者は会長候補者が理事の中より指名し、名誉会員、正会員の投票による承認を経て副会長予定者と定め、総会で副会長を決定する。副会長の任期は2年とし、続けて再選する場合は原則として2期を限度とする。ただし、退任後2年以上経過した者を再選することは差し支えない。

第13条 本会には監事を数名おく。監事は会長、副会長、常任理事いずれかの経験者の中から、理事会での審議を経て選出する。監事は、本会の会計および会務執行状況を監査する。理事および監事は相互に兼ねることはできない。監事は原則として理事会に出席するが、議決権は持たない。

第14条 本会に理事会顧問（会員）をおくことができる。理事会顧問は、理事経験者の中から理事会での審議を経て選出する。理事会顧問は原則として理事会に出席し、理

事会の運営に関して発言することができるが、議決権は持たない。

第15条 本会に若干名の幹事をおき、幹事は理事会の指示によって会務の執行を行う。幹事は理事会において指名し、任期は2年とする。

第16条 本会に若干名の顧問（非会員）をおき、顧問は会長の求めにより理事会に出席し会の運営に関し発言することができる。顧問は理事会において指名し、本人の辞退あるいは理事会の決定により任期終了とする。

第17条 本会に理事会の承認を得て学会誌の編集を行う編集委員会を置く。編集委員長は理事会に諮り会長が指名する。副編集委員長および編集の企画・実務を担う編集委員を若干名おく。なお、査読委員には理事全員と理事会顧問および監事が含まれる。また、投稿論文の英文添削のため、非会員の参加を認めることがある。

第18条 本会の最高決定機関として総会をおく。総会については以下のように定める。

- (1) 総会は、会員をもって組織する。
- (2) 総会は、毎年1回、原則として事業年度終了後3ヶ月以内の研究発表会の会期中に会長が招集する。
- (3) 会員は総会に出席して意見を述べることができる。
- (4) 議長は、会議のつど、出席者から選出する。
- (5) 総会の議事は、会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (6) 総会では次の事項を議決する。
  - ① 事業年度の事業報告および収支決算について
  - ② 新年度の事業計画および収支予算について
  - ③ 会長を決定し、理事を選出する
  - ④ その他、本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

第19条 本会の経費は、会費、寄付金、および補助金等によって支弁する。

第20条 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。

第21条 本会の本部および事務局は、会長が指名する常任理事（事務局担当）の所属機関の所在地におく。

第22条 本会の業務を円滑に行うために細則を設けることができる。細則は理事会において発議し、総会の承認を得て施行する。

第23条 本会の会則は、理事会の発議により、総会の承認を得て改正することができる。

付則

- 1 日本音楽知覚・認知研究会の日本音楽知覚認知学会への名称変更および会則の改正は平

成6年度日本音楽知覚・認知研究会例会での承認を経て、平成6年11月12日に施行し、平成6年度より適用する。

- 2 日本音楽知覚・認知研究会の資産、業務は日本音楽知覚認知学会が継承する。
- 3 本会の事務局は、東京都練馬区旭丘2-42-1 日本大学芸術学部におく。なお、設置場所の移転については、理事会の承認を経て変更できるものとする。